

第七号

徳島県県民環境関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県民環境関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県県民環境関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第二」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の納付の特例)

第四条 別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。

別表に次のように加える。

百九十五 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	一万二千七百円
百九十六 児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円
百九十七 児童福祉法第十八条の十八第三項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	四千二百円

百九十八 児童福祉法施行令第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	千六百円
百九十九 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付	千五百円

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

事 務	納付を受ける者
別表第一の百九十五の項及び百九十六の項の事務	児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関

（徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第二条 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別表第一の九十一の項から九十四の項までを削り、同表を別表とする。

別表第二を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。